

森林資源管理から見た官地民木林の意義

○赤池慎吾（東大院農）

1. 目的・方法 官地民木林とは、国が土地を所有し、住民が立木を所有する所有形態をとる森林である。全国的に存在するがそのほとんどが青森県内にある。本研究は、①青森県における官地民木林の歴史的変遷を整理すること、②官地民木林の管理・利用実態を把握すること、③森林管理における官地民木林の意義を考察することを目的とする。歴史的変遷は文献、管理・利用の実態は青森県西津軽郡鱒ヶ沢町の黒森官地民木林を対象に2005年7～11月に聞き取り調査を行った。黒森官地民木林は平成5年に払下げられるまで最後に存在した官地民木林である。

2. 官地民木林の誕生と歴史的変遷 明治13年(1880)「官林事務引継演説書」により官地民木林が誕生した。青森県で官地民木林が多く存在した要因は次に挙げる3点に集約できる。1つめは、場所・成立原因・目的に関わらず住民による自費植栽・保護管理の実績のあるものはすべて官地民木へ編入されたこと。2つめは、藩と住民との間に分収林契約が結ばれておらず、管理収益の主体が完全に住民にあったため、政府としては部分林として処理することができなかったこと。3つめは、青森県には地上権・毛上権の分離した津軽半島の屏風山が存在したことである。

その後の官地民木林の変遷は、一般官有地と同様の払下げ及び下戻しの経緯をたどる。明治32年(1899)「不要存置国有林野売払規則」により、官地民木林の土地が立木所有者へ積極的に払下げられた。昭和2年(1927)、南津軽郡で「部分林設定契約」が締結し、官地民木林形態を解消し新たに部分林契約を結んだ。昭和26年(1951)「国有林野整備臨時措置法」が施行され、3ヵ年で官地民木林の多くが立木所有者へ随意契約で払下げられた。昭和34年(1959)「屏風山整備に関する覚書」が締結され、官地民木林の大部分を占めてきた屏風山官地民木林が消滅した。平成5年(1993)黒森官地民木林の土地が鱒ヶ沢町へ払下げられ、日本の官地民木林は消滅した。

3. 官地民木林の管理と利用 **—鱒ヶ沢町黒森部落の事例—** 黒森官地民木林は、弘化三丙午年(1847)津軽藩公認の水源林「田山」に認定された。管理・利用は黒森1村による割山方式であった。明治22年(1889)の町村制施行により、黒森官地民木林の登記名義が黒森1部落から近隣の2部落を含めた大字深谷となる。その後、黒森官地民木林の利用をめぐる、伐採を主張する近隣の2部落と水源林として禁伐を主張する黒森との間で争われることとなる。昭和56年(1981)、黒森の人々は黒森官地民木林の立木所有権を失うことは集落の絆の消滅であるとし、近隣2部落から立木所有権を自費により買い受け、立木所有者が再び黒森1部落となる。平成5年(1993)、黒森官地民木林の土地が鱒ヶ沢町役場へ払下げられ、官地民木形態が解消された。

4. まとめ 本研究では、青森における官地民木林の減少過程とその要因を明らかにした。黒森で官地民木林形態が最後まで維持されてきた理由として、1)管理・利用形態が割山方式から共有へと変化したことにより、個人ではなく住民相互の同意による意志決定がなされたこと、2)黒森官地民木林の位置づけが、水源林から不伐の森としての存在価値・精神的拠所と変化したことにより非消費的利用が継続された、ということが挙げられる。

今回の調査により、伐採による経済的価値ではなしに水源・精神的拠所など非消費的利益を共有する森林の分収管理が可能であることが示唆された。新たな森林管理のあり方として、非消費的利益を共有する重層的森林所有が可能ではないだろうか。

(問合せ先：赤池慎吾, akaike@fr.a.u-tokyo.ac.jp)